

## 各市町村ご担当者 様

団体名 一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 峡東支部

質問者氏名 支部長 茄子川 修

電話 0553-35-3600 (笛吹荘居宅介護支援事業所)

FAX 0553-35-3602 (同上)

対象サービス種別 居宅介護支援

## 質 問 票

表 題	新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の 臨時的な取扱いについて
質問の趣旨・内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大の中で、介護支援専門員自身が感染者若しくは濃厚接触者となり長期（1月程度）出勤停止になった場合、当該居宅介護支援事業所の職員が担当に代わりにケアマネジメントを行うと想定される。その場合、常勤換算でひとり当たりの請求件数が40件を超えてしまう場合も想定されるが、運営基準減算には該当しないのか。</p> <p>また、当該事業所の介護支援専門員の自宅等の訪問を出来るだけ避ける事が妥当と考えるが、介護支援専門員からその旨を利用者・家族に説明し同意を得た場合、自宅等を訪問せずに電話等でモニタリングを実施した場合、運営基準減算には該当しないか示されたい。</p>
質問に関連する法令及び通知等	<p>指定居宅介護支援等 622～648ページ</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて1～第6報</p>
部内で検討した際の疑問点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月以上休業する場合の人員基準の捉え方</li> <li>・指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針 第13条の14</li> </ul>
質問者の見解及びその根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で1月以上の長期休養を要する場合でも、同一事業所でのマネジメントは利用者の自立に資すると考え、一時的に請求件数が40件を超える場合でも減算要件に当てはまらないと考える。また、現在の感染状況を鑑みると、介護支援専門員自身も感染リスクが十分にあると言わざるを得ない。状態に応じて電話等でのモニタリング実施は、双方の感染リスクを軽減させるのに有効と考える。</li> </ul>
参照した関係書籍名(ページ数を記載)・資料名、基準省令・解釈通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年4月版 介護報酬の解釈 指定基準編 622～648ページ</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて1～第6報</li> </ul>
回答方法について	<p>回答についてはお手数をおかけしますが、書面にて上記宛先にFAXでお願い致します。なお、回答頂きました内容は、介護支援専門員協会会員で共有させていただきますのでご承知おき下さい。</p>